

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
吹田脳外科医院	熊谷市佐谷田不動堂七四三	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和三年十二月三十一日
志賀歯科医院	所沢市東所沢一―二―八	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	令和三年十二月三十一日
羽生訪問看護ステーション	羽生市大字下岩瀬四四六	訪問看護	介護予防訪問看護	令和四年一月三十一日
ふたばほっとホーム	蕨市中央一―一〇―一―一	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	令和四年一月三十一日